

10 福祉・保育等関係

ア 介護

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
認知症高齢者に対する介護 (厚生労働省)	「認知症介護研究・研修センター」における認知症介護の研究を強化、促進し、望ましい認知症ケアの在り方の研究を進め、適切なケア投入必要量の測定をより精緻化する。	改定・福祉ア	逐次実施		
介護職の業務範囲等 (厚生労働省)	a 爪切り等、医行為に当たるか否かが明確に示されていない行為について、医行為に当たらない行為を明確化し、周知徹底する。【平成17年厚生労働省医政局長通知】	改定・福祉ア a	結論	措置済 (7月通知)	
	b ALS以外の在宅患者に対するたんの吸引についての法的整理の結論を早急に得るとともに、今後、必要に応じてその他の医行為についても検討し、結論を得る。	改定・福祉ア b	一部措置済(たんの吸引について3月通知)	逐次検討・結論(その他の医行為)	
	c 在宅介護をめぐる課題の一つとして、医療ニーズの高い難病を患っている要介護者の在宅療養の支援があげられていることを踏まえ、例えば、短時間の訪問看護体制の構築や、主治医との連携方策の強化などにより、訪問看護が要介護者のニーズに応じて適切に利用されるための方策を検討し、措置する。【平成18年厚生労働省告示】	改定・福祉ア c		措置済 (平成18年4月施行)	
介護保険3施設のホテルコスト等の利用者による負担等 (厚生労働省)	措置制度時代の残滓とも言える「施設と在宅」という二元的なサービス体系を改め、介護保険3施設のホテルコスト等は基本的に利用者負担とすることで、これらの施設をいわば「介護ケア付き賃貸住宅」とみなし、介護保険の対象をケアサービスに限定する。【介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)】	改定・福祉ア		措置済 (10月施行)	
社会福祉法人と民間企業等との間の競争条件	ホテルコスト等を利用者負担とすることを前提に、それを減価償却費に充当することで、現行の施設整備費補助についても見直しを行い、NPOや株式会社等の民間事業者によるものを含む	改定・福祉ア		措置済 (4月、10月施行)	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
の同一化 (厚生労働省)	多様な介護施設間の対等な競争を通じた選択肢の拡大とサービスの充実を図る。施設整備費補助は、地域再生要望を踏まえ、平成17年度から「地域介護・福祉空間整備等交付金」に移行予定であるが、その交付を受ける地方公共団体が、競争条件の同一化という観点に立って活用できるようにする。その際、老人保健施設及び療養病床の施設建設費用償還分(減価償却費相当分)の介護保険給付についても、同様の観点から見直す。				
利用者保護のための監視体制の構築 (厚生労働省)	都道府県での介護サービスの監視システムの早急な充実を図るため、有効な監視システムの構築を都道府県に対して積極的に働き掛けるほか、システム構築の動向を注視し適切な助言を行う。	改定・福祉ア		措置済	
サービスの質の向上のための取組 (厚生労働省)	市町村に対し、介護サービスの苦情解決やサービスの質の向上のための取組につき、助言を行う。【介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)】 また、介護相談員派遣事業を支援し、介護相談員を有効に機能させる。	改定・福祉ア	法案提出	法案成立、公布	措置(4月施行予定)
介護支援専門員の在り方 (厚生労働省)	a 例えば、ケアプランの作成、利用者や事業者との調整業務等に関する専門性を高めるための実務経験や現任研修等を織り込んだキャリアパスの導入等により、介護支援専門員の能力向上を図るとともに、業務の質を確保するための更新制の導入や公正中立な活動を確保するための支援策について検討し、所要の措置を講じる。【介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)】【平成18年厚生労働省令第33号】【平成18年厚生労働省告示】	改定・福祉ア a	法案提出(更新制の導入)	一部措置済(更新制の導入については法案成立、公布)	措置(4月施行予定)
	b 介護支援専門員の選択に幅を持たせるための数の確保の観点から、実務要件や資格要件も含めた介護支援専門員試験の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。	改定・福祉ア b	措置済(3月通知)		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
介護保険における認定調査のケアマネジャー資格者個人に対する委託 (厚生労働省)	個人のケアマネジャーに対して、介護保険における認定調査を委託可能にする。 【介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)】	改定・福祉ア	法案提出	法案成立、公布	措置(4月施行予定)
介護支援専門員の受験資格の実務経験の追加 (厚生労働省)	急性期病院の看護助手について、当該病院が主に介護に従事しているものと認める者については、介護支援専門員の受験資格である実務経験に含める。	別表1-11			措置
PFI法を活用した公設民営方式の推進 (厚生労働省、内閣府)	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」(平成11年法律第117号)を活用した公設民営方式は、官民の契約に基づいて、PFI事業者が施設を建設し、地方公共団体がそれを買い取った上で、これを当該PFI事業者に運営させるものである。今般、同方式に基づき整備されるケアハウスについて、地方公共団体が施設を買い取る費用を新たに国庫補助の対象としたところであり、このほか、「公有財産を無償又は時価より安い対価で選定事業者を使用させることができる」としているPFI法第12条第2項を活用していくこととする。これらにより、PFIを活用した公設民営を促進する。	改定・福祉ア	逐次実施		
株式会社等による特別養護老人ホーム経営の解禁 (厚生労働省) (内閣官房、厚生労働省)	a 構造改革特区における公設民営方式又はPFI(民間資金等活用事業)方式による株式会社の特別養護老人ホーム経営の状況や、施設体系の在り方の見直しの状況を見ながら、全国における取扱いなどについて更に検討を進める。 【平成18年構造改革特別区域推進本部決定】 b 構造改革特区で講じられた規制の特例措置の効果等を評価するための民間人からなる委	改定・福祉ア		措置済	
				措置済	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	員会を平成15年7月中に設立し、年内に評価方法や基準等を検討する。認定された構造改革特区において実施されている規制の特例措置について、評価のための委員会で特段の問題の生じていないと判断されたものについては、速やかに全国規模の規制改革につなげる。				
サービス内容等に係る情報の開示 (厚生労働省)	<p>介護サービスの利用者による適正な選択に資するため、保険給付の対象となるケアサービス、保険給付の対象とならないケアサービスならびに居住サービスの内容、料金等について、サービス提供主体による情報開示を徹底する。その際、公正中立的な第三者がサービス提供主体の開示する情報の内容の確認等を行う。なお、当該第三者が行う「確認」は、「評価」ではなく、利用者等が行う評価に資するための事実関係の確認に留める。</p> <p>また、民間有料老人ホーム等の特定施設についても、以下の措置を講ずる。</p> <p>居室の利用、保険給付対象のケアサービス、食事の提供その他日常生活上必要なサービス等の費用を明確に区分する。</p> <p>中途解約で利用者が著しく不利となることがないように、利用者に対する契約内容の明示（例えば要介護状態となった場合の個室での利用条件、入居一時金の返還金に関する規定等）を徹底する。</p> <p>【介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)】</p>	改定・福祉ア	法案提出	法案成立、公布	措置(4月施行予定)
介護療養型医療施設(療養病床)等の整備のコントロール (厚生労働省)	<p>保険財政を安定的に運用していく観点から、介護保険制度の見直しの中で、市町村が、介護保険事業計画との調整を図るため、介護療養型医療施設や老人保健施設の利用定員の総数を適切にコントロールできる仕組みを構築する。</p> <p>【介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)】</p>	改定・福祉ア	法案提出	法案成立、公布	措置(4月施行予定)

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
認知症高齢者グループホームと有料老人ホーム等への住所地特例制度の適用 (厚生労働省)	<p>介護専用型特定施設に分類される有料老人ホーム等のうち入居定員が一定以上であるものについては、広域的に利用されるサービスとして、住所地特例の対象とする。</p> <p>なお、認知症高齢者グループホーム等についても、市町村が中心となって整備をコントロールできるようにする。</p> <p>【介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)】</p>	改定・福祉ア	法案提出	法案成立、公布	措置(4月施行予定)
地域密着型サービス事業者の指定権限の市町村長への移譲 (厚生労働省)	<p>介護保険制度の見直しの中で、平成18年度から、要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な地域で提供されることが適当な地域密着型サービス(認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護等)を創設することとし、市町村長が当該サービス事業者の指定権限を有する仕組みとする。</p> <p>【介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)】</p>	改定・福祉ア	法案提出	法案成立、公布	措置(4月施行予定)
有料老人ホームにおける一時金の保全措置に関する取組み (厚生労働省)	<p>有料老人ホームが、契約の当事者が高齢者であり、多額の一時金を必要とし、住み替えが困難であること、提供されるサービスが介護を含めた入居者の生活全般に及ぶことにかんがみ、銀行保証の内容等一時金の保全措置について、より確実に入居希望者に情報提供させるようにするなど、有料老人ホームにおける一時金の保全措置に関する取組の充実を図る。</p> <p>【介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)】</p>	改定・福祉ア	法案提出	法案成立、公布	措置(4月施行予定)
高齢者介護の新しい仕組みの在り方 (厚生労働省)	<p>介護サービスの価格は、提供されたサービスの内容(評価)を基に決定されるべきものであり、介護サービスの質の向上を図る観点からも、ケアの標準化について、科学的・実証的研究を早急に進めるとともに、その確立を図る。</p>	改定・福祉ア	一部措置済(科学的・実証的研究の開始)	逐次実施	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
介護保険の給付対象となる福祉用具等の給付の適正化 (厚生労働省)	福祉用具については、給付の適正化について検討し所要の措置を講じる。 【平成16年厚生労働省老健局振興課長通知老審発第0617001号】【介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)】	改定・福祉ア	法案提出、一部措置済(6月通知)	法案成立、公布	措置(4月施行予定)
養護老人ホームの最低定員の緩和 (厚生労働省)	平成16年10月28日の「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの将来像研究会報告書」において、入所者の介護ニーズについては、介護保険制度により対応することが適当であるなどの提言がなされたところであり、こうした見直し後の養護老人ホームの在り方に反しない範囲において、最低定員の引下げを含めた規制緩和を行う。	改定・福祉ア		措置	
介護保険第1号保険料第2段階の細分化 (厚生労働省)	保険料の設定方法については、現行の第2段階の中でより負担能力の低い層の保険料負担をさらに軽減するとともに、被保険者の所得状況に応じ、よりきめ細かい保険料段階設定が可能な弾力的な仕組みとしていく方向で、介護保険制度全般の見直しの中で検討し、結論を得る。 【介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)】	改定・福祉ア	法案提出	法案成立、公布	措置(4月施行予定)

イ 保育

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
公立保育所の民間への運営委託等の促進 (厚生労働省、内閣府)	a 都市部等における保育サービスの拡大及びその効率化を図るため、公立保育所の運営等を事実上の行為として民間事業者へ委託することが可能であることを周知徹底し、民間委託の活用を促進する。	改定・福祉イ a	逐次実施		
	b 学校の余裕教室等活用されていない公的施設・土地など潜在的資源の積極的活用やPFI方式の活用などにより、公設民営を促進する。	改定・福祉イ b	逐次実施		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
認可保育所への直接契約及び利用者に対する直接補助方式の導入（厚生労働省）	<p>ア 保育所利用者の利便性を向上させるとともに、認可保育所が市町村から割当を受けるのではなく、利用者を選択されるべく自らサービスの向上に努めるインセンティブが働くようにする。但し、利用者が保育を希望する認可保育所に直接申込み、当該保育所が審査・決定を行う直接契約方式を導入することについては、低所得者層や母子世帯等の保育の確保など一定のルールが必要であることから、平成18年度の本格実施に向けて準備を進めている総合施設における直接契約の実施状況等を踏まえ、保育所にも導入することを検討する。</p> <p>イ 利用者の負担を公平化するため、公的補助を現行の機関補助方式から就学前の児童を育てる全ての家庭への直接補助方式に転換することが考えられる。これによって、「認可」「認可外」といった保育所の区分、「公立」、「社会福祉法人」、「株式会社」といった経営主体の差に関係なく多様な事業者の参入が促進されるとともに、対等な競争を通じて保育サービスの質の向上が期待される。他方で、保育の利用者が増えることから、必要な財源が確保されなければ、保育の質が低下しかねないという懸念がある。このため、そもそも福祉としての保育の性格を変えることにより、財源の在り方を見直す必要があることから、子育てを家族の責任にのみ委ねるのではなく、高齢者介護のように、広く社会全体で支援する仕組みとするような、既存の育児支援関連予算等を統合化したものと保険料とを財源とする「育児保険（仮称）」を創設することについて検討する。</p>	重点・少子(2) 〔改定・福祉イ〕	～ については、総合施設の実施状況等を踏まえ、保育所において一体的に導入することの可否について長期的に検討		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
認可保育所の保育料の設定方式の適正化 (厚生労働省)	現在、認可保育所を利用する場合に利用者が負担する保育料の仕組みを、低所得者層等を除き、原則としてサービス内容に見合った対価を支払う負担方式とするとともに、いわゆる「上乘せ・横出し」サービスについても、事業者が利用者との契約に基づいて自由に料金を設定できる方式として保育料の設定方式の適正化を図るべきである。この点については、平成18年度の本格実施に向けて準備を進めている総合施設において、低所得者層等に配慮した上で、事業者が利用者との契約に基づいて自由に料金を設定できる方式を導入することを検討していることから、こうした利用料設定の実施状況等を踏まえ、それが適切に実施されているならば、保育所にも導入することを検討する。	重点・少子(2) 〔改定・福祉イ〕			
要保育認定制度の導入 (厚生労働省)	直接補助方式の導入に際しては、就学前児童を育てる全ての家庭を公的補助の対象とし、児童の年齢や両親の就業状況等を勘案した各家庭の保育ニーズに基づき、保育が必要な程度、すなわち「要保育度」を決定し、個々の「要保育度」ごとに公的補助の対象となる1か月間の保育サービス利用量の上限を設定することを検討する。 また、この第一歩として、市町村の条例等により定められている保育所入所選考基準を公開し、当該基準に基づく自己の情報を申込者に開示するなど、各自治体における「保育に欠ける子」の認定プロセスの透明化を促す。	重点・少子(2) 〔改定・福祉イ〕			
保育サービスの情報公開の促進等 (厚生労働省)	直接契約方式の導入に当たっては、各認可保育所が契約当事者になることから、少なくとも現在市町村に義務付けられている、施設及び設備の状況、入所定員、職員の状況、開所時間、保育の方針等運営の状況、保育料に関する事項については、各認可保育所に公開を義務付けることを検討する。 併せて、在宅サービスについても、必要な情報提供の在り方について検討する。	重点・少子(2) 〔改定・福祉イ〕			

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
保育サービスに関する情報の一体的提供の推進 (厚生労働省、文部科学省)	利用者による選択の利便性向上と、サービス内容の情報提供の促進を図る観点から、保育所、認可外保育施設及び幼稚園についての情報を各地方公共団体がインターネット等により提供する場合には、施設の位置づけを明確にした上で、一覧性等を持たせた形で行われるよう、地方公共団体に対し、積極的に働きかける。	改定・福祉イ	逐次実施		
保育所等に関する情報公開、第三者評価の推進 (厚生労働省) (文部科学省)	a 第三者評価自体の客観性を高めるため、例えば、財団法人こども未来財団が運営する「i-子育てネット」の「保育所一覧」の中で多様な主体による第三者評価が容易に比較できるような仕組みを整備する。	改定・福祉イ a	逐次実施		
	b 地方公共団体や関係団体のホームページなどで、幼稚園の自己点検評価等の情報が閲覧できるようにする。	改定・福祉イ b	逐次実施		
夜間保育、休日保育の推進 (厚生労働省)	定員要件緩和後の夜間保育所の設置状況や延長保育の推進状況等を踏まえつつ、夜間の保育需要に対応する施策を推進する。また、休日保育についても、計画的に推進する。	改定・福祉イ	新エンゼルプラン(11年12月19日策定)に基づき、計画的に推進	子ども・子育て応援プラン(平成16年12月24日策定)に基づき計画的に推進	
認可保育所基準の見直しの検討及びその周知徹底 (厚生労働省)	a 認可保育所について、特に公立保育所を中心に、待機児童の多い地域においては、定員基準の弾力化等を一層推進する。また、一定の設備にかかわる設置基準等については、その見直しを検討する。さらに、分園の積極的促進を図ることにより、サービスの質を確保しつつ供給量の拡大を図る。	改定・福祉イ a	逐次実施		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	b 待機児童の多い地域における定員基準の弾力化、認可基準等に適合した保育所についての迅速・的確な認可などにより、保育需要があるにもかかわらず、認可保育所の供給を抑制しないことが必要である。このため、既に実施された規制緩和措置について、地方公共団体に対し、早期かつ逐次、周知徹底を図る。	改定・福祉イ b	逐次実施		
認可保育所の経営主体や施設基準についての地方公共団体への周知徹底 (厚生労働省)	民間企業による設置経営の容認や、近所の公園を園庭の代替とすることの容認といった施設基準の緩和など既に実施された規制緩和措置について、より一層の周知徹底を図る。	改定・福祉イ	逐次実施		
認可外保育施設に対する指導監督の徹底 (厚生労働省)	第153回国会において、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正を行い、認可外保育施設に対する地方公共団体への届出、毎年の運営状況の報告、設備運営に係る掲示・利用者への書面交付を義務付けた。また、地方公共団体は、毎年認可外保育施設に係る運営状況や立入調査結果を公表することとし、悪質な施設に対する勧告・公表を行うことができることとなった。さらに、都道府県と市町村との連携も強化することとなった。こうした法改正の趣旨を周知徹底するとともに、認可外保育施設に対する指導監督の徹底を図る。	改定・福祉イ	逐次実施		
保育所等の受入児童数の拡大 (厚生労働省)	保育所、保育ママ、地方公共団体における様々な単独施策等を活用し、待機児童の多い都市を中心に受入児童数の増大を図る。	改定・福祉イ	逐次実施		
幼稚園・保育所の一元化 (総合施設の設置) (文部科学省)	地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設を設置する。その実現に向けて、平成16年度中に	改定・福祉イ	一部措置済(取りまとめ)	法案提出	法案成立後公布、施行

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
厚生労働省)	基本的な考えを取りまとめた上で、平成17年度に試行事業を先行実施するなど、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成18年度から本格実施を行う。(第164回国会に関係法案提出)				
幼稚園・保育所の一元化(総合施設の施設設備等) (文部科学省、厚生労働省)	平成18年度から本格実施される「総合施設」の施設設備等については、以下のaからhのとおりとする。また、構造改革特区において実施されている幼保連携・一体化分野の施設はもちろん、既存の幼稚園・保育所や新設される幼稚園・保育所についても、当該地域のニーズに応じ、スムーズに「総合施設」となれるような仕組みを構築する。	改定・福祉イ			「総合施設」の本格実施までに措置
	a 「総合施設」については、0歳～就学前の全ての子供とその保護者を対象とすることを基本に、地域の実情やニーズに柔軟に対応できるようにする。また、利用者が直接希望する施設に申し込み、当該施設が審査・決定する「直接契約」を導入するとともに、一定の所得水準の者に対して配慮を行った上で、利用料は応益負担を基本とする。なお、利用者が施設を選択するために必要な第三者評価や情報公開等の仕組みとともに、特に必要とされる場合には、保育ニーズの高い利用者を優先的に入所させる仕組みを検討する。	改定・福祉イ a			「総合施設」の本格実施までに措置
	b 現行の保育所程度の開所時間を目安とする。ただし地域の実情に合わせて開所時間を柔軟に設定することも可能とする。	改定・福祉イ b			「総合施設」の本格実施までに措置
c 例えば、最もきめ細やかな対応が必要な0歳～2歳までの乳幼児の離乳食等を加工するための、家庭用台所程度の設備があり、滅菌等の衛生対応が可能であれば、外部の配食サービスを活用することとする等、施設において食事を提供する場合について、各施設が受け入れている子供の年齢構成や地域の実情に応じた適切な対応が可能となるような弾力的な仕組みを検討する。	改定・福祉イ c			「総合施設」の本格実施までに措置	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	d 園庭としての機能を果たす上で支障がない場合には、付近の公園を屋外遊技場として確保すれば足りるとする等、柔軟な対応を可能とする。また、他の用途に利用しているスペースを、職員室としての機能を果たす上で支障がない場合には、職員室として使用することも可能とする。	改定・福祉イ d			「総合施設」の本格実施までに措置
	e 0歳～2歳までの乳幼児の保育を長時間行うためには、保育所の基準(1人の子供に対する職員の比率については、0歳は3:1、1歳～2歳は6:1)が基本となるが、保育サービスの質が維持できることを前提に、地域の実情に応じた効率的で柔軟な対応が可能となるよう検討する。	改定・福祉イ e			「総合施設」の本格実施までに措置
	f 「総合施設」において提供される教育・保育内容等を踏まえつつ、幼稚園教諭免許、及び保育士資格のいずれか一つの資格のみを有する者が、採用や業務の従事に際し排除されないこととする。	改定・福祉イ f			「総合施設」の本格実施までに措置
	g NPOや株式会社等の参入も認める。	改定・福祉イ g			「総合施設」の本格実施までに措置
	h 「総合施設」の推進に際しては、地方公共団体の実情に応じて監督する行政の一元化が可能となり、事務の簡素化・効率化が図られるようにする。	改定・福祉イ h			「総合施設」の本格実施までに措置
幼保「総合施設」の在り方(文部科学省、厚生労働省)	総合施設は、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から重要なものであり、また、今後の保育所の改革についても大きな意義を持つものと考えられることから、平成18年度からの本格実施に向けて、以下の点について早急に検討し、所要の措置を講ずる。 ア 既存の幼稚園、保育所がスムーズに「総合施設」となるための仕組み。特に職員の配置基準や資格、及び施設設備基準等について地域の実情に応じた適切な対応が可能となるようにすること。	重点・少子(2)			平成18年度の「総合施設」の本格実施までに措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	<p>イ 「総合施設」の公費負担の在り方。特に既存の幼稚園・保育所等からの転換の際にスムーズに「総合施設」となるための仕組み。</p> <p>ウ 総合施設における短時間保育と長時間保育の利用者の間で保育サービスに格差が生じないように適切な配慮を行うこと。</p>				
放課後児童の受入体制の充実 (厚生労働省)	放課後児童クラブや地域のすべての児童に居場所を確保する事業など、放課後児童の受入体制を計画的に整備する。その際には、学校の余裕教室等も活用し、また、小規模な放課後児童クラブ(10人以上20人未満)への支援、長時間の開設や学校週5日制に対応した土日祝日の開設の促進を図る。	改定・福祉イ	新エンゼルプラン及び「仕事と子育ての両立支援策の方針について」(平成13年7月閣議決定)に基づき計画的に推進	子ども・子育て応援プランに基づき計画的に推進	
地域子育て支援センター事業のNPO法人への委託の容認 (厚生労働省)	<p>現行では、保育所等の児童福祉施設又は医療施設を経営する者に限定されている地域子育て支援センター事業の委託先を、子どもの健全育成を図る活動を主たる活動事業とし、かつ市町村が適当と認めるNPO法人にも認める。</p> <p>【平成16年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0430002号】</p>	改定・福祉イ	措置済(4月通知)		
新設の社会福祉法人が土地の貸与を受けて保育所を設置することの	待機児童の解消等のため、緊急に保育所の整備が求められている地域においては、都市部等土地の取得が極めて困難な地域以外の地域であっても、次の要件に該当する場合、新設の社会福祉法人が保育所を設置する際、国又は地方公共団体以外の者から土地の貸与を受けることを容認する。	改定・福祉イ	措置済(5月通知)		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
容認 (厚生労働省)	(1)保育所を経営する事業の存続に必要な期間の 地上権又は賃借権を設定し、かつ、登記すること (2)賃借料の水準は、無料又は極力低額であるこ とが望ましく、また、法人が当該賃借料を長期 間にわたって安定的に支払う能力があると認 められること 【平成16年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、 社会・援護局長通知雇児発第0524002号、社援発 第0524008号】				
株式会社、N P O 法人等 による児童 館の設置及 び運営の解 禁 (厚生労働省)	株式会社、N P O 法人等による児童館の設置及 び運営主体に係る制限については、大型児童館A 型の設置を除き、一定要件の下に撤廃する。 【平成 16 年厚生労働事務次官通知厚生労働省発 雇児第 0326006 号】	改定・福 祉イ	措置済 (平成 16年3 月通知)		
保育所の保 育料の収納 事務の私人 への委託の 容認 (厚生労働省)	現行、公金であるため私人が取り扱うことが認 められていない保育所の保育料について、収納事 務を私人に委託することを可能とする。 【児童福祉法の一部を改正する法律(平成 16 年 法律第 153 号)】	改定・福 祉イ	措置済 (平成 17年4 月施行)		
21 多様な保育 サービス制 度の拡充 (厚生労働省)	パートタイム労働者等が保育所を利用しやす くするため、利用者のニーズに応じて柔軟に保育 所を利用できる特定保育事業について、対象年齢 を就学前まで拡充する。 【平成 16 年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 通知雇児発第 0430002 号】	改定・福 祉イ	措置済 (4月 通知)		

ウ 障害者施策

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
バリアフリー化等の推進 (警察庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)に基づき、公共交通機関、歩道、信号機等のバリアフリー化を推進するとともに、使いやすい情報通信関連機器、システムの開発等による情報バリアフリー環境の整備等を推進する。 (第164回国会に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案を提出)	改定・福祉ウ	逐次実施		
障害者福祉制度の改革 (厚生労働省)	支援費制度により、利用者の選択肢が広がることとなるが、高齢者を対象とした介護保険制度との関係では、40歳以上65歳未満の障害者は介護保険の被保険者としているにもかかわらず、加齢に伴う疾病によって介護を要する状態とならなければ、介護保険の給付は行わず、給付面は支援費制度としている。この意味から、支援費制度について、両制度の関係を含めた抜本的な検討を行う。	改定・福祉ウ	一部措置済	逐次検討	
障害者に係る小規模通所授産施設を営営することを目的として設立された社会福祉法人による短期入所事業の実施 (厚生労働省)	障害者に係る小規模通所授産施設を営営する社会福祉法人が、当該事業と併せて行うことができる事業について、現行では限定されているところ、単独型短期入所事業を実施することを可能とする。	改定・福祉ウ	措置済 (平成17年4月施行)		
特定知的障害者授産施設の指定要件の拡大 (厚生労働省)	現行制度においては、授産に対し法に基づく支給を行う指定知的障害者授産施設の対象は、地方公共団体又は社会福祉法人が設置主体である特定知的障害者授産施設となっているところ、障害保健福祉制度改革により、社会福祉法人以外の法人であっても、授産活動に係る指定事業者となる	改定・福祉ウ	法案提出	法案成立、公布	措置(10月施行予定)

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	ことを可能とする。 【障害者自立支援法(平成17年法律第123号)】				
複数の障害者が一人の居宅介護従業者による移動介護を共同で利用することについては、障害保健福祉制度改革により創設する新しい事業において、可能とする。 【障害者自立支援法(平成17年法律第123号)】	複数の障害者が一人の居宅介護従業者による移動介護を共同で利用することについては、障害保健福祉制度改革により創設する新しい事業において、可能とする。 【障害者自立支援法(平成17年法律第123号)】	改定・福祉ウ	法案提出	法案成立、公布	措置(10月施行予定)
精神障害者地域生活援助事業及び精神障害者福祉ホーム(A型)における精神障害者短期入所事業 (厚生労働省)	障害者自立支援法に基づく新たな障害福祉サービス体系において、障害種別ごとに分かれている現行の障害福祉サービス体系を一元化するとともに、現行の施設・事業体系を機能ごとに再編し、その中で、一つの施設で複数のサービスを提供することを含め、柔軟な運営が可能となるよう事業運営基準等を定める。	別表6-981			早期に措置

エ 社会福祉法人

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
社会福祉法人に関する制度の運用に関する見直し (厚生労働省)	社会福祉法人のより効率的な運営や、そのサービスの供給拡大を図るため、担当行政部門間の円滑な調整や、行政の不整合の解消を促進するとともに、既に行われた規制緩和措置について、地方公共団体に対し一層の周知徹底等を図る。	改定・福祉工	必要に応じて逐次実施		
社会福祉法人の在り方の見直し (厚生労働省)	社会福祉施設の運営費の剰余金の使途については、依然として制約が大きいため、例えば、社会福祉事業と公益事業との資金移動や、同一の法人が経営する複数の施設・事業間での運営費の繰入れについて早急に検討する。	改定・福祉工	措置済(1月通知)		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	【平成17年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知雇児発第0128001号・社援発第0128001号・老発第0128001号等】				
社会福祉法人に関するインターネット上の情報公開の促進 (厚生労働省)	消費者の選択の幅を拡大するとの観点から、社会福祉法人の公益性にかんがみ、収支決算書、事業報告書、監事の意見書等は、インターネット上での公開を促進する。	改定・福祉工	必要に応じて逐次実施		
社会福祉協議会の役割の見直し (厚生労働省)	平成12年に改正された社会福祉法は、市区町村社会福祉協議会が、地域福祉の推進のための中心的な役割を担うことを明確にした。このため、社会福祉協議会については、他の民間事業者、社会福祉法人では行いにくいサービスについて、重点的に取り組んでいく役割を担うものとする。なお、在宅福祉サービスの実施に当たっては、公的助成のみに依存することなく、当該地域におけるサービスの実態を踏まえて、ほかの事業主体の参入による競争を妨げることのないよう、適切な運営に努めるよう、周知徹底を図る。	改定・福祉工	必要に応じて逐次実施		

オ 年金

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
公的年金の相互協定の対象国の拡大 (厚生労働省、外務省)	公的年金の保険料の二重払いを回避すること及び当該国及び我が国の公的年金加入期間の通算により受給権を確立させ、掛け捨てを防止することを目的とする社会保障協定について、各国との締結交渉を進める。	改定・福祉才	逐次実施		
国民年金の徴収事務等の見直し (厚生労働省)	現在未納者に対して行われている催告状の送付、電話等による納付奨励を引き続き実施するとともに、徴収の効率性、公平性等に留意しつつ、必ずしも高所得者層に限定せず、職権による強制	改定・福祉才	一部措置済	措置済	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	徴収を的確に実施する。 【平成16年社会保険庁運営部年金保険課長通知 庁保険発第0910001号】				
確定給付企業年金の選択一時金の支給上限額に係る制限の緩和 (厚生労働省)	選択一時金の支給上限である保証期間に係る現価相当額に関し、現価相当額の計算の際に用いる割引率の見直しを行う。【平成17年厚生労働省令第97号】	改定・福祉才		措置済 (10月施行)	
確定拠出年金規約の変更に係る規制緩和 (厚生労働省)	確定拠出年金規約において、運営管理機関等そのものの変更を伴わず、単に名称の変更がなされる場合、住所の変更と同様に、特に軽微な変更該当するものとして、労働組合等の同意を不要とする。	別表2 - 24〔改定・福祉才〕		措置	
確定拠出年金における投資信託償還時の取扱いの明記 (厚生労働省)	運用の方法として投資信託が提示されている場合で、当該投資信託が投資信託及び投資法人に関する法律に基づき償還される場合、運用の方法の除外には該当しないこと、または、当該投資信託に運用の指図を行っている加入者等の同意取得は不要であることを省令等に明記することについて検討し、所要の措置を講じる。	別表1 - 12		措置	
確定給付企業年金から確定拠出年金へ資産移換する際の移換相当額等の算定基準日に係る要件の緩和 (厚生労働省)	確定給付企業年金に係る資産の一部を確定拠出年金に移換する場合の一括拠出額及び移換相当額の計算基準日について、厚生年金基金に係る資産の一部を確定拠出年金に移換する場合の計算基準日と同様の取扱いとする。 【平成18年厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長通知】	別表1 - 13		措置済 (3月通知)	
中小企業退職金共済制度から確定拠出年金への移行の容認	中小企業退職金共済制度から確定拠出年金制度への移行を認めることについて、中小企業の実態等をみつつ、勤労者の福祉の向上等の観点から検討する。なお、中小企業等に関する調査を平成17年度中に実施し、調査結果が取りまとめ次第	別表3 - 16			遅くとも平成18年度中に検討開始

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
(厚生労働省)	速やかに公表する。				
中小企業退職金共済制度から確定給付企業年金への移行の弾力適用 (厚生労働省)	中小企業退職金共済制度から確定給付企業年金制度への移行を認めることについて、中小企業の実態等をみつつ、勤労者の福祉の向上等の観点から検討する。なお、中小企業等に関する調査を平成17年度中に実施し、調査結果が取りまとめ次第速やかに公表する。	別表3 - 17			遅くとも平成18年度中に検討開始

カ その他

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
ドメスティックバイオレンス被害者保護のための住民基本台帳閲覧制限に関するガイドラインの策定 (総務省)	ドメスティックバイオレンス被害者保護のための住民基本台帳閲覧制限の在り方について先進的な取組み事例も参考にしつつ、検討を開始し、検討結果を踏まえて閲覧制限に関するガイドラインを策定する。 【平成16年総務省令第89号、平成16年総務省・法務省令第1号、平成16年総務省自治行政局長通知】	改定・福祉力	措置済 (7月施行)		
過疎地で行う有償洗濯の可能化 (厚生労働省)	クリーニング所の存在しない過疎地において非営利目的の事業主体が運営するボランティアによる特定利用者に対する有償洗濯行為について、当該事業はクリーニング業法にいう「営業」に該当しない旨の通知を徳島県に発出する。また、各都道府県に対して、徳島県に対する通知の内容を周知するとともに、「営業」に関する判断基準を示した通知を発出する。 【平成17年厚生労働省健康局生活衛生課長通知健衛発第0209001号、第0209002号】	改定・福祉力	措置済 (2月通知)		
各都道府県生活衛生営業指導センターが実施する国庫補助対象事業	分野調整事業協議会の委員の委嘱及び協議会運営要領の改定の際に都道府県知事と協議することとしている点について、各都道府県生活衛生営業指導センターがそれらの協議の必要性を自主的に判断し、必要に応じて行うことができるよ	別表1 -10		措置	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
に係る国の実施要領の改正 (厚生労働省)	う、所要の措置を講じる。				
生活保護被保護世帯に係る公営住宅以外の家賃の代理納付 (厚生労働省)	生活保護被保護世帯について、民間住宅の家賃の代理納付を認める仕組みを検討する。	別表 3 - 18		検討・結論	